平成２１年（フ）第１９１号
北海道旭川市永山４条６丁目３番24号　医療法人社団旭豊会介護老人保健施設　旭泉苑、住民票上の住所北海道留萌市旭町２丁目１番21号
破産者　長谷川幸雄
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６０号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目41番19号、開始決定時の住所横浜市磯子区下町４番30号
破産者　浅川　洋子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６１号
横浜市金沢区並木１丁目４番３―709号
破産者　浅川　勝一
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３号
神奈川県横須賀市湘南鷹取２丁目37番６号
破産者　山崎　淳一
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市湘南鷹取２―37―６、住民票上の住所神奈川県横須賀市鷹取１丁目24番８号　山崎組
破産者　山崎　雅人
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市湘南鷹取２―37―６、住民票上の住所神奈川県横須賀市鷹取１丁目24番８号
破産者　山崎やす江
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６２号
神奈川県平塚市西真土１丁目10番63号　ニューシティハイツ202号、前住所神奈川県茅ヶ崎市幸町４番33号　リトルキング茅ヶ崎第２―201号
破産者　福原モニカ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７９号
神奈川県小田原市寿町５丁目12番６号
破産者　藤田　一也
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８８号
神奈川県平塚市四之宮６丁目11番61号、前住所神奈川県平塚市見附町13番６―604号　ダイアパレス平塚見附
破産者　佐藤　雄二
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１８５号
神戸市垂水区王居殿３丁目26―５―106、外国人登録原票上の居住地兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目30番地の11
破産者　吉本良子こと　金　　良子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０号
神戸市灘区高羽町５丁目８番１号　サンコート高羽102号
破産者　髙羽　泰典
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３８号
神戸市中央区中尾町10番30号　ディオレ新神戸218
破産者　髙松　明子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９６号
神戸市長田区腕塚町６丁目１番16―908号
破産者　大木　三幸
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８９３号
広島県安芸郡海田町昭和中町１番９―1002号
破産者　オカダ興業こと　岡田　広宣
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３６３号
山口市中尾717番地８
破産者　山本　和彦
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０号
福島県南相馬市原町区青葉町１丁目126番地
破産者　星　　博
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３２号
神奈川県逗子市沼間６丁目３番15号　美鈴ハイツ102
破産者　山本　省三
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第１７４号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ａ―106号、主たる営業所岐阜県加茂郡白川町河岐1729番地５、開始決定時の住所神奈川県大和市中央７丁目16番27号　ＹＮビル305号
破産者　村上歯科こと　村上　武久
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第６０１号
京都府木津川市相楽台８―１―19―404、申立時の住所奈良県生駒市中菜畑２丁目1019番地１　グリーンマンション105
破産者　西浦　晋作
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所